

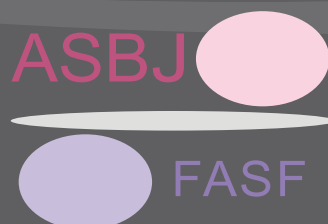
2009年5月

設 例

公開草案 ED/2009/5

公正価値測定

コメント募集期限：2009年9月28日



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

公開草案
公正価値測定
の設例

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

These draft Illustrative Examples accompany the proposed International Financial Reporting Standard (IFRS) set out in the exposure draft Fair Value Measurement (see separate booklet). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **28 September 2009**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.iasb.org), using the ‘Open to Comment’ page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright© 2009 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF’s copyright and sets out the IASB’s address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB's draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/‘Hexagon Device’, the IASC Foundation Education logo, ‘IASC Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC’, ‘IASCF’, ‘IASS’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IASCF.

Additional copies of this publication may be obtained from:
IASC Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

公開草案
公正価値測定
の設例

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

本設例（案）は、公開草案「公正価値測定」（別の冊子参照）で提案されている国際財務報告基準（IFRS）（案）に付属するものである。本 IFRS（案）及び付属文書に対するコメントは、**2009年9月28日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASB のウェブサイト（www.iasb.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団（IASCF）、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2009 国際会計基準委員会財団（IASCF）®

すべての権利は保護されている。本 IFRS（案）及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IASCF の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるもの）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCF による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている IASB の本 IFRS（案）及び付属文書の日本語訳は、国際会計基準委員会財団（IASCF）の著作物である。日本語訳は、IASCF が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

IASB 及び IASCF のロゴである 'Hexagon Device'、IASCF 財団教育ロゴである 'IASCF Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASC'、'IASCF'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'国際会計基準'、'国際財務報告基準' 及び 'SIC' は IASCF の商標である。

本出版物の追加のコピーは、IASCF 財団から入手できる。

Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

目 次

	項
IFRS 第 X 号「公正価値測定」 設例（案）	
最有効使用及び評価前提	IE1-IE9
設例 1-資産グループ	IE2-IE4
設例 2-土地	IE5-IE8
設例 3-研究開発プロジェクト	IE9
評価技法	IE10-IE17
設例 4-保有かつ使用される機械	IE11-IE14
設例 5-ソフトウェア資産	IE15-IE17
公正価値のヒエラルキー	IE18-IE21
設例 6-レベル 1 最も有利な市場	IE19-IE21
当初認識時の取引価格と公正価値	IE22-IE23
設例 7-当初認識時の金利スワップ	IE23
制限付資産	IE24-IE26
設例 8-持分金融商品の販売の制限	IE25
設例 9-資産の使用の制限	IE26
負債及び信用リスク	IE27-IE28
設例 10-仕組債	IE28
活発でない市場における公正価値測定	IE29-IE38
設例 11-活発でない市場	IE30-IE38
公正価値の開示	IE39-IE41
設例 12-公正価値で測定される資産	IE40
設例 13-公正価値ヒエラルキーのレベル 3 における公正価値測定	IE41
付 録	
その他の IFRS の指針の改訂（案）	

IFRS 第 X 号「公正価値測定」

設例（案）

本設例（案）は本 IFRS 第 X 号（案）に付随するが、その一部を構成するものではない。

最有効使用及び評価前提

IE1 設例 1 から設例 3 では、非金融資産が新たに取得された際の「最有効使用」及び評価前提の概念の適用について説明している。

設例 1—資産グループ

IE2 戦略的買い手である企業は、企業結合で資産グループ（資産 A、B、C）を取得する。資産 C は、被取得企業が資産 A 及び B（関連資産）と併せて自己で使用するために開発した請求処理ソフトウェアである。当該企業は、それぞれの資産の公正価値を資産グループに関して特定される会計単位と個別に整合させて測定する。企業は、資産に関して他の使用方法は存在しておらず（資産の最有効使用は、現在の使用方法である）、それぞれの資産は主に他の資産と組み合わせてグループとして使用することにより、市場参加者に対し最大の価値をもたらすことになる（つまり、評価前提は「使用」である）と判断する。

IE3 この設例では、報告企業は当初に資産を取得した市場で資産を売却することになる（つまり、報告企業の観点からすれば、「入口」及び「出口」市場は同じになる）。報告企業がその市場で取引を行うであろう市場参加者である買い手は、一般に財務的買い手及び戦略的買い手の両方を表す特徴をもっており、そうした買い手には当初に資産に応札する買い手も含まれる。*下記のように、個々の資産に関して示される公正価値間の差異は、主として異なる資産グループ内での市場参加者による資産の使用に関連する。

(a) 戦略的買い手の資産グループ。企業は、戦略的買い手が資産の使用されるグループの価値を高めることになる関連資産を保有していると判断する（市場参加者のシナジー効果）。このような関連資産には、資産 C（請求処理ソフトウェア）の代替資産も含まれ、それは限られた移行期間においてのみ使用され、移行期間終了時に単独で売却することができない可能性がある。戦略的

* 市場参加者である買い手は広く戦略的買い手又は財務的買い手に分類されるが、例えば、資産の異なる使用及び異なる事業戦略などを反映して、それぞれのグループ内において市場参加者である買い手の間にしばしば違いが存在する。

買い手は代替資産を保有しているため、資産 C は経済的残存耐用年数の全期間で使用されることはないだろう。戦略的買い手の資産グループ内の資産 A、B、C について示される公正価値は、(当該グループ内の資産の使用から生み出されるシナジー効果を反映して) それぞれ CU360*、CU260、CU30 となる。戦略的買い手の資産グループ内での 1 グループとして 3 つの資産全体について示される公正価値は CU650 となる。

(b) 財務的買い手の資産グループ。企業は、財務的買い手が資産が使用されるグループの価値を高めることになる関連資産又は代替資産を保有していないと判断する。財務的買い手は、代替資産を保有していないため、資産 C (請求処理ソフトウェア) は経済的残存耐用年数の全期間で使用されることになる。財務的買い手の資産グループ内の資産 A、B、C について表示される公正価値は、それぞれ CU300、CU200、CU100 となる。財務的買い手の資産グループ内での 1 グループとして 3 つの資産全体について表示される公正価値は CU600 となる。

IE4 資産 A、B、C の公正価値は、戦略的買い手の資産グループ内での 1 グループとして 3 つの資産を使用することに基づき決定される (CU360、CU260、CU30)。戦略的買い手グループ内での資産の使用では、それぞれの資産の公正価値は個々には最大とならないが、グループとしての 3 つの資産の公正価値は最大となる (CU650)。

設例 2—土地

IE5 ある企業は、企業結合で土地を取得する。現在、土地は工場用地として工業用途で開発されている。工業用不動産 (現在の使用) として、土地及び工場について表示される価値は、それぞれ CU100,000 及び CU60,000 である。最近、近隣の用地が高層住宅用地として住宅用途で開発されている。当該開発及び当該開発を促進する最近の建築規制及びその他の変更に基づき、企業は、現在工場用地として使用されている土地は (高層住宅用の) 住宅用地として開発される可能性があるとは判断する。

IE6 土地の最有効使用は、(a) 現在、工業用途として開発されている土地の価値 (「使用」) と、(b) 工場の解体費用及び土地を更地に転換するために必要なその他の費用を考慮した住宅用途の更地としての土地の価値 (「交換」) を比較して決定される。この状況において、土地の最有効使用は、高層住宅を開発することになる (「交換」)。住宅用不動産として、工場の解体費用及びその他の更地への転換費用を考慮した後の更地について表示される公正価値は、CU300,000 となる。

* 本設例 (案) では、金額は「通貨単位 (CU)」建てとする。

- IE7 土地の現在の使用は最有効使用と異なるため、資産グループ（土地及び工場）の公正価値は、(a)工場用不動産としての現在の使用を前提とした資産の価値及び (b)資産の公正価値と現在の使用における価値との差額という2つの構成要素からなる。(b)の金額は、更地の公正価値（CU300,000）から、土地及び工場の現在の使用による価値（CU160,000）を減算して求められる。
- IE8 企業は土地を CU240,000 と測定する。これは、土地の現在の使用による価値（CU100,000）に、土地の現在の使用から最有効使用に転換する能力に関連した土地の増分価値（CU140,000）を加えたものである。企業は工場を CU60,000 と測定する。企業はこれらの資産に適用される IFRS に従って資産を会計処理する。

設例 3—研究開発プロジェクト

- IE9 ある企業は、企業結合で研究開発（R&D）プロジェクトを取得する。企業はプロジェクトを完成させることを意図していない。もし完成すれば、そのプロジェクトは（次世代の企業の商品化技術をもたらす）自社の R&D プロジェクトの1つと競合することになる。その代わりに、企業は、競合他社がその技術にアクセスできないように、その R&D プロジェクトを自社で所有（ロックアップ）するつもりである。このプロジェクトは、主として自社の競合技術の見通しが向上することにより、防御価値をもたらすと想定される。当初認識時の R&D プロジェクトの公正価値を測定するにあたり、プロジェクトの最有効使用が市場参加者による使用に基づき算定される。例えば、
- (a) 市場参加者が R&D プロジェクトの開発を続け、その使用により、そのプロジェクトが使用される資産グループの価値が最大となる場合、R&D プロジェクトの最有効使用は、開発を継続することとなる（よって、使用の評価前提が適切となる）。市場参加者が（開発又は商品化において）類似する技術を有していない場合がこのケースにあたる。当該 R&D プロジェクトの公正価値は、使用の評価前提を用いて測定され、R&D が一緒に使用すべき資産と共にグループとして使用されること、及びこのような資産が市場参加者にとって入手可能であることを前提とした上で、プロジェクトを売却する現在の取引において受け取るであろう価格に基づき算定される。
- (b) 市場参加者が競争上の理由からプロジェクトをロックアップし、その使用により、どのプロジェクトが（ロックアップしたプロジェクトとして）使用される資産グループの価値が最大となる場合、R&D プロジェクトの最有効使用は、開発を中止することとなる（よって、使用の評価前提が適切となる）。市場参加者が、（もし完成すれば）R&D プロジェクトと競合する、より進んだ開発段階にある技術を有しており、（ロックアップした場合に）R&D プロジェクトが

防御価値をもたらすと想定される場合がこのケースにあたる。R&D プロジェクトの公正価値は、使用の評価前提を用いて測定され、R&D が一緒に使用すべき資産と共にグループとして使用（ロックアップ）されること、及びこのような資産が市場参加者にとって入手可能であることを前提とした上で、プロジェクトを売却する現在の取引において受け取るであろう価格に基づき算定される。

- (c) 市場参加者が開発を打ち切るとする場合、R&D プロジェクトの最有効使用は、開発を中止することとなる（よって、交換の評価前提が適切となる）。プロジェクトが（完成しても）市場利回りをもたらさず、（ロックアップしても）防御価値をもたらさないと想定される場合がこのケースにあたる。R&D プロジェクトの公正価値は、交換の評価前提を用いて測定され、R&D プロジェクトを単独で売却することにより受け取るであろう価格（ゼロになるかもしれない）に基づき算定される。

評価技法

- IE10 本 IFRS（案）は、一定のケースでは単一の評価技法が適切となることがあると言及している。その他のケースでは、複数の評価技法が適切であるとされる。設例 4 及び設例 5 では複数の評価技法の利用について説明している。

設例 4—保有かつ使用される機械

- IE11 ある企業は、営業活動において保有かつ使用される機械を企業結合で取得した。機械は当初外部ベンダーから購入されたが、その後、営業活動で使用するために企業によってカスタマイズされた。しかし、機械のカスタマイズは広範囲に及ぶものではなかった。企業は、資産が他の資産と組み合わせられグループとして使用（使用のために導入又は設置）されることを通じて、市場参加者に最大の価値をもたらすだろうと判断する。したがって、機械の最有効使用は、現在の使用であり、評価前提は「使用」となる。
- IE12 企業は、コスト・アプローチ、及び、機械のカスタマイズが広範囲に及ぶものではなかったため、マーケット・アプローチを適用するのに十分なデータを手に入れることができると判断する。機械は、将来キャッシュ・フローの信頼性のある見積りを設定するための個別に識別可能な収益流列を有していないため、インカム・アプローチは使用されない。さらに、収益流列（残存耐用年数に渡るリース料）を推定するために使用できるとされる、類似の中古機械の短期及び中期のリース料に関する情報は入手できない。マーケット・アプローチ及びコスト・アプローチは次のように適用される。

- (a) マーケット・アプローチは、(カスタマイズされた) 機械と類似の機械との間の差異を調整した後の、類似の機械の公表価格を用いて適用される。測定は、(使用される) 現在の状態と (使用のために導入又は設置される) 場所において機械が受け取るであろう価格を反映する。このアプローチによって示される公正価値は CU40,000 から CU48,000 の範囲になる。
- (b) コスト・アプローチは、同等の効用を有する (カスタマイズされた) 代替機械を組み立てるために現在必要となるであろう金額を見積ることにより適用される。見積りでは、物理的な磨耗や裂傷 (物理的劣化)、技術の向上 (機能的劣化)、類似の機械の市場需要の減少などの機械の状態に関する外部環境 (経済的劣化) 及び設置費用をはじめとする、機械の状態及び機械が稼働している環境を考慮する。このアプローチによって示される公正価値は CU40,000 から CU52,000 の範囲になる。

IE13 企業はマーケット・アプローチで示される公正価値がコスト・アプローチで示される公正価値より、公正価値をより良く表していると判断し、よってマーケット・アプローチの結果によりウェイトを置く。この判断は、機械と類似の機械との間の比較可能性の程度を考慮して、インプットの相対的主観性に基づき行われる。特に：

- (a) マーケット・アプローチで用いられるインプット (類似の機械の公表価格) は、コスト・アプローチで用いられるインプットに比べ、主観的な調整がより少なくてすむ。
- (b) マーケット・アプローチで示される範囲は、コスト・アプローチで示される範囲と重なり合うが、より限定される。
- (c) 当該範囲内に (機械と類似の機械との間の) 既知の説明されていない差異はない。

さらに、企業は、マーケット・アプローチにおける関連するデータ・ポイントの大多数は範囲の最上位又はその付近に位置することを主な理由として、マーケット・アプローチで示される範囲の最上位にあるものが、最も公正価値を表していると判断する。したがって、企業は機械の公正価値を CU48,000 と算定する。

IE14 機械のカスタマイズが広範囲に及ぶ場合、又はマーケット・アプローチを適用するのに十分なデータが入手できない場合 (例：市場データが使用の評価前提よりも交換の評価前提 [特殊な資産のスクラップ価値] を反映するため)、企業はコスト・アプローチを採用することになる。使用の評価前提を用いる場合、コスト・アプローチは、一緒に使用すべき資産を有する市場参加者である買い手への機械

の売却を前提とする。機械の売却によって受け取る価格（出口価格）は、同等の効用を有する代替機械を取得する又は組み立てるために、市場参加者である買い手に発生する費用を越えることはなく、市場参加者である買い手が機械の使用から得る経済的便益を越えることもない。

設例 5—ソフトウェア資産

- IE15 ある企業は資産グループを取得する。資産グループには、顧客へのライセンス向けに内部開発された、収益生成ソフトウェア資産及び（ソフトウェア資産と共に使用される関連データベースを含む）一緒に使用すべき資産も含まれている。企業は、資産グループのコストを、取得した個々の資産に割り当てるにあたり、ソフトウェア資産の公正価値を測定する。企業は、ソフトウェア資産が他の資産（一緒に使用すべき資産）と組み合わせられてグループとして使用されることにより、市場参加者に最大の価値をもたらすことになるかと判断した。したがって、ソフトウェア資産の最有効使用は、現在の使用であり、評価前提は「使用」になる。（この場合、ソフトウェア資産のライセンス供与、それ自体をもって、ソフトウェア資産の評価前提を「交換」とすることにはならない）。
- IE16 企業は、インカム・アプローチに加え、マーケット・アプローチではなく、コスト・アプローチを適用するのに十分なデータが入手可能であると判断する。比較可能なソフトウェア資産の市場取引に関する情報は入手できない。インカム・アプローチ及びコスト・アプローチは次のように適用される。
- (a) インカム・アプローチは、現在価値技法を用いて適用される。この技法で用いられるキャッシュ・フローは、耐用年数に渡り、ソフトウェア資産から生み出されると期待される収益流列（顧客からのライセンス料）を反映する。このアプローチで示される公正価値は CU15 百万である。
- (b) コスト・アプローチは、（機能的及び経済的劣化を考慮して）同等の効用を有する代替ソフトウェア資産を制作するために現在必要となるであろう金額を見積ることにより適用される。このアプローチで示される公正価値は CU10 百万である。
- IE17 コスト・アプローチを適用したところ、企業は、市場参加者が同等の効用を有する代替ソフトウェア資産を制作することはできないだろうと判断する。ソフトウェア資産のいくつかの特徴は、機密情報を用いて開発されている独自のものであり、容易に複製することはできない。企業は、インカム・アプローチで示される通り、ソフトウェア資産の公正価値を CU15 百万と算定する。

公正価値のヒエラルキー

IE18 設例 6 では、異なる活発な市場において異なる価格で取引される資産の公正価値を測定するためのレベル 1 のインプットの使用について説明している。

設例 6—レベル 1 と最も有利な市場

IE19 ある資産が、2つの異なる活発な市場において異なる価格で売却される。ある企業はどちらの市場でも取引を行う。A 市場で受け取るであろう価格は CU27、A 市場での取引コストは CU2、A 市場に資産を輸送するコストは CU3 になる（受け取るであろう正味の金額は CU22 となる）。B 市場で受け取るであろう価格は CU26、B 市場での取引コストは CU2、B 市場に資産を輸送するコストは CU1 になる（B 市場で受け取るであろう正味の金額は CU23 となる）。

IE20 資産の公正価値は、最も有利な市場での価格を用いて測定される。最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮後に、資産の売却により受け取るであろう金額を最大にする市場をいう。

IE21 企業は、資産について B 市場で受け取る正味の金額（CU23）を最大にするため、資産の公正価値は、輸送コスト（CU1）控除後の B 市場での価格（CU26）を用いて測定され、その結果 CU25 と測定される。取引コストは、どの市場が最も有利な市場であるかを判断する際に考慮されるが、資産の公正価値を測定するために用いられる価格は（輸送コストに関して調整されるが）取引コストに関して調整されない。

当初認識時の取引価格と公正価値

IE22 設例 7 は、デリバティブ金融商品が関係する取引の価格が当初認識時において金融商品の公正価値に等しくなる（又は等しくならない）場合について説明している。

設例 7—当初認識時の金利スワップ

IE23 A 社（顧客である相手方）はリテール市場で B 社（証券ディーラー）と初期対価なしで（取引価格はゼロ）金利スワップを締結する。A 社はリテール市場だけにアクセスでき、B 社はリテール市場（顧客である相手方と）及びディーラー間市場（証券ディーラーである相手方と）のどちらにもアクセスできる。

(a) A 社の観点からすれば、A 社が当初スワップを実行したリテール市場が当該スワップに関する最も有利な市場となる。仮に A 社がスワップに基づき、権利及び義務を移転するとしたら、リテール市場において証券ディーラーである

相手方との間で実行することになるであろう。その場合、取引価格（ゼロ）が、当初認識時の A 社にとってのスワップの公正価値、つまり、A 社がリテール市場で証券ディーラーである相手方との取引でスワップを売却（又は移転）することにより受け取る（又は支払う）であろう価格（出口価格）を表す。この価格は、証券ディーラーである相手方が請求するであろう増分（取引）コストに関して調整されることはない。

- (b) B 社の観点からすれば、（リテール市場ではなく）ディーラー間市場が当該スワップに関する最も有利な市場となる。仮に B 社がスワップに基づき、権利及び義務を移転するとしたら、ディーラー間市場において別の証券ディーラーとの間で実行することになるであろう。B 社が当初スワップを締結した市場は、スワップにとって最も有利な市場とは異なるため、取引価格（ゼロ）は、B 社にとって必ずしも当初認識時点のスワップの公正価値を表すものではない。公正価値が取引価格（ゼロ）と異なる場合、B 社はその差異を利得又は損失として認識するかどうかを決定するために、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用する。

制限付資産

- IE24 設例 8 及び設例 9 では、資産の公正価値を測定する際の制限の影響について説明している。

設例 8—持分金融商品の販売の制限

- IE25 ある企業は、販売が特定期間、法的に制限される持分金融商品（金融資産）を保有している。（例：そうした制限により適格投資家への販売に限定される。）この制限は当該金融商品の特徴であり、したがって、市場参加者に移転される。この場合、金融商品の公正価値は、公開市場で取引される同じ発行体の、制限が課されていない同一の持分金融商品の公表価格を、当該制限の影響を反映するように調整した後の調整後公表価格に基づき測定される。当該調整は、当該金融商品について特定期間、公開市場にアクセスできないことに関連するリスクについて市場参加者が要求するであろう金額を反映する。当該調整は、制限の性質及び期間、制限により買い手が限定される程度（例：多くの適格投資家が存在しているかもしれない）、並びに金融商品及び発行体の両方に固有の要因（定性的及び定量的）に応じて大きく異なる。

設例 9—資産の使用の制限

- IE26 ある寄付者は、開発されれば居住地となる土地を近隣の非営利団体に寄贈する。この土地は現在遊び場として使用されている。寄付者は、土地が団体によって永

久に遊び場として使用されなければならないと指定している。団体は、(法的及びその他の) 関連文書の検討の結果、寄付者の制限を満たす受託者責任は、団体が資産を売却する場合に市場参加者へ移転されることはない、つまり、土地の使用に関する寄付者の制限は団体に固有なものであると判断する。さらに、団体は土地を売却することを制限されていない。団体による土地の使用に制限が存在しないとしたら、土地は住宅開発用地として使用することができる。さらに、土地は地役権(公益企業が土地に送電線を走らすことのできる法的権利)の対象となっている。

- (a) 「土地の使用に関する寄付者の制限」 この例では、土地の使用における寄付者の制限は団体に固有であるため、当該制限は市場参加者に移転されない。したがって、土地の公正価値は、団体による土地の使用に関する制限にかかわらず、遊び場としての「使用」の公正価値、又は住宅開発用地としての「交換」の公正価値のいずれか高い方に基づく。
- (b) 「送電線に関する地役権」 送電線の地役権は土地に固有なもの(の特徴)であるため、土地と共に市場参加者に移転される。したがって、土地の公正価値測定は、評価前提が遊び場としての「使用」となるか、又は住宅開発用地としての「交換」となるのかにかかわらず、地役権の影響を考慮する。

負債及び信用リスク

IE27 負債に関連する不履行リスクには、企業の信用リスクが含まれる。企業は、当該企業の債務を資産として保有する者が、自発的に支払う金額を決定する際に当該企業の信用状態が及ぼす影響を考慮するため、負債が公正価値で測定される全期間において、負債の公正価値に対して信用リスク(信用状態)が及ぼす影響を考慮しなければならない。例えば、X社とY社がそれぞれ5年後にZ社に対して現金(CU500)を支払う契約上の債務を締結すると仮定する。X社は信用格付がAA格であり、6%で借入を実行できるが、Y社の信用格付はBBB格であり、12%での借入となる。X社は支払う約束と引換えに約CU374(6%で割引いた5年後のCU500の現在価値)を受け取り、企業Yは支払う約束と引換えに約CU284(12%で割引いた5年後のCU500の現在価値)を受け取る。当初認識時点における、それぞれの企業の負債の公正価値(受取額)は、企業の信用状態を織り込んでいる。設例10では、当初認識時及びその後の期間について、金融負債の公正価値に信用状態が及ぼす影響について説明している。

設例10—仕組債

IE28 20X7年1月1日に、信用格付がAA格の投資銀行であるA社は、B社に5年物の固

定金利債を発行する。契約と一緒に、又は契約に関連する信用補完は発行されない（つまり、いかなる担保も設定されなければ、第三者による保証も存在しない）。A社はIAS第39号に従って債券全体を公正価値で会計処理することを選択する。20X7年中の債券（A社の債務）の公正価値は、期待現在価値技法を用いて測定される。公正価値の変動は以下のようになる。

- (a) 「20X7年1月1日時点の公正価値」 期待現在価値技法に用いられる期待キャッシュ・フローは、(20X7年1月1日時点の国債のイールド・カーブを用いた) リスク・フリー・レートに、A社に固有の信用リスクについて（上下に）調整した後の現在の市場で観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算したもの（信用調整後リスク・フリー・レート）を用いて割引かれる。したがって、当初認識時点のA社の債務の公正価値は、（おそらく、受取額に反映される）当該企業の信用リスクを含む、不履行リスクを考慮する。
- (b) 「20X7年3月31日時点の公正価値」 20X7年3月に、AA格社債の信用スプレッドは拡大したが、A社に固有の信用リスクには何の変化もない。期待現在価値技法に用いられる期待キャッシュ・フローは、20X7年3月31日時点の国債のイールド・カーブを用いた) リスク・フリー・レート（に、A社に固有の信用リスクについて調整した後の現在の市場で観察できるAA格社債の国債に対するスプレッドを加算したもの（信用調整後リスク・フリー・レート）を用いて割引かれる。A社に固有の信用リスクは、当初認識から変化していない。したがって、A社の債務の公正価値は、信用スプレッドが全般的に変化した結果、変動する。信用スプレッドの変動は、不履行リスクの全般的な変化についての現在の市場参加者の予想を反映している。
- (c) 「20X7年6月30日時点の公正価値」 20X7年6月30日時点において、AA格社債の信用スプレッドには何の変化もない。しかし、その他の定性的情報で裏付けられる仕組債銘柄に基づき、A社は自社の固有の信用力がAA格信用スプレッド内で強含みになっていると判断する。期待現在価値技法に用いられる期待キャッシュ・フローは、(20X7年6月30日時点の国債のイールド・カーブを用いた) リスク・フリー・レートに、A社に固有の信用リスクについて調整した後の現在の市場で観察できるAA格社債の国債に対するスプレッド（20X7年3月31日から変化していない）を加算したもの（信用調整後リスク・フリー・レート）を用いて割引かれる。したがって、A社の債務の公正価値は、AA格社債スプレッド内で自社に固有の信用リスクが変化した結果、変動する。

活発でない市場における公正価値測定

IE29 設例11では、金融資産の市場が活発でない場合に金融資産の公正価値を測定する

際の判断の利用について説明している。

設例 11—活発でない市場

- IE30 20X8年1月1日（証券の発行日）に、A社は、住宅ローン債権担保証券（RMBS）のAAA格ジュニア・トランシェに投資した。ジュニア・トランシェは、合計で7つあるトランシェの中で返済順位が上位から3番目となる。RMBSの裏付資産は、20X6年下半期に発行された無担保住宅ローン債権である。
- IE31 20X9年3月31日（測定日）時点で、ジュニア・トランシェの格付はA格である。当該RMBSの本トランシェは、以前はブローカー間市場で取引されていた。しかし、その市場での取引量はほんの僅かで、20X8年1月1日から20X9年6月30日までの間は、月次で数回のみ取引に留まっており、20X9年3月31日までの9ヶ月間についても、取引活動は存在していたとしても、僅かでしかなかった。
- IE32 A社は、RMBSのジュニア・トランシェにおける市場が活発でないかどうかを判断するために、本IFRS（案）のB5項の要素を考慮する。要素の重要性及び関連性を評価した後、A社は、市場は活発でない結論付けた。A社は、主として測定日以前の長期間にわたって、取引活動は存在していたとしても、僅かでしかなかったということを根拠に、この判断を支持した。
- IE33 マーケット・アプローチを用いる評価技法を裏付けるには、取引活動が、存在していたとしても僅かでしかなかったため、A社は測定日における証券の公正価値を見積るためにインカム・アプローチを用いることを決定する。A社はRMBSからもたらされる契約上のキャッシュ・フローを割り引くための割引率（つまり、市場利回り）を見積る。市場利回りは、リスク・フリー金利と市場参加者が測定日における秩序ある取引において資産をプライシングする際に考慮するであろうリスク（例：不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）を反映するマージンを用いて見積られる。
- IE34 A社は、マージンを見積る際に次の情報について考慮した。
- (a) 当初の取引価格に非明示的に含まれている、発行日時点のRMBSのジュニア・トランシェの信用スプレッド
 - (b) 比較可能なRMBSに関して発行日から測定日までの間に観察された取引に非明示的に含まれている、又は関連指数に基づく、信用スプレッドの変化
 - (c) 比較可能なRMBS又は指数と比較したRMBSのジュニア・トランシェの特徴。その中には、裏付資産の質（つまり、延滞率や担保権行使率、貸倒率や期限前返済率などの裏付資産の住宅ローン債権の履行についての情報）、保有され

ている RMBS トランシェの優先権又は劣後権、その他の関連要因などが含まれる。

- (d) アナリスト及び格付機関により公表される関連レポート
- (e) ブローカー又は価格サービス業者などの第三者による公表価格

IE35 A社は、ジュニア・トランシェのプライシングを行う際に市場参加者が用いるであろう市場利回りの1つの指標は12%（1,200 ベーシス・ポイント）であると見積る。この市場利回りは、次のように見積られた。

- (a) 20X9年3月31日時点の関連するリスク・フリー金利について300 ベーシス・ポイント
- (b) ジュニア・トランシェが20X8年1月に発行された際のリスク・フリー・レートに対する信用スプレッドについて250 ベーシス・ポイントを追加
- (c) 20X8年1月1日から20X9年3月31日迄の間の、ジュニア・トランシェのリスク・フリー・レートに対する信用スプレッドの見積り変化について700 ベーシス・ポイントを追加。この見積りは、この期間に入手できる最も比較可能な指数の変動に基づく。
- (d) 信用スプレッドの変化を見積るために用いられた指数とジュニア・トランシェの間の差異を調整するための50 ベーシス・ポイント（純額）を差引く。参考指数は、サブプライム住宅ローンから構成されているが、A社のRMBSはより優れた信用プロファイルを有する（市場参加者にとってより妙味がある）住宅ローン債権で構成されている。しかし、指数は、現在の市場環境におけるジュニア・トランシェの適切な流動性リスク・プレミアムを反映していない。したがって、次の2つの調整の純額が、50 ベーシス・ポイントの調整となる。
 - (i) 最初の調整は350 ベーシス・ポイントの差引きであり、これは20X8年6月のRMBSに関する直近取引からの計算利回りと、同日の指数価格の計算利回りとを比較して見積られる。A社の証券と指数との間に何か変化が見られたとする情報は一切入手できなかった。
 - (ii) 次の調整は300 ベーシス・ポイントの加算であり、これは、指数（合成ポジション）と比較した場合の、企業の証券（直物ポジション）に固有な追加的な流動性リスクに関するA社の最善の見積りである。この見積りは、一定の類似の証券に関する直近の現物取引から計算される流動性リスク・プレミアムを考慮することで導き出すことができる。

- IE36 市場利回りの追加的な指標として、A社は、15-17%の計算利回りを有するジュニア・トランシェについて、信用のおけるブローカーによって提供される2つの直近の気配値（つまり、拘束力のない価格）を考慮する。A社は、気配値を設定するために用いられる評価技法又はそのインプットを評価することはできない。しかし、A社は、気配値は取引を基にしたものではないことを確認できる。
- IE37 A社は、公正価値を測定する際に市場参加者が考慮するであろう市場利回りについて複数の指標を有するため、その結果が示す範囲の合理性を考慮しながら、それぞれの指標の利回りを評価し、ウェイト付けする。
- IE38 A社は、現在の市場環境で公正価値を最もよく表す指標の範囲内のポイントは、13%であると結論付ける。A社は、次の理由により12%の指標（つまり、市場利回りに関する自社の見積り）により大きなウェイトを置いた。
- (a) A社は、自社の見積りには、市場参加者が現在の市場環境での秩序ある取引において資産をプライシングする際に用いるであろうリスク（例：債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）が適切に織込まれていると結論付けた。
 - (b) ブローカーの気配値は拘束力がなく、しかも取引に基づいておらず、A社は気配値を設定するために用いられる評価技法又はインプットを評価することができなかった。

公正価値の開示

IE39 本 IFRS (案) の第 57 項(a)及び(b)、並びに第 57 項(e)及び(f)で求められる開示については以下の通りとなる。

設例 12—公正価値で測定される資産

IE40 本 IFRS (案) は、当該会計期間において公正価値で測定された資産及び負債に関して、資産及び負債の種類ごとに公正価値測定に関する定量的開示を要求している。企業は、本 IFRS (案) の第 57 項(a)及び(b)に従って、資産について次の事項を開示する。

公正価値で測定された資産		報告日現在における公正価値による測定額：		
		活発な市場 における 同一資産の 公表価格 (レベル1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)
科目	20X2 年 12 月 31 日	CU 百万	CU 百万	CU 百万
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
売買目的有価証券	100	40	55	5
売買目的の デリバティブ	39	17	20	2
売却可能金融資産				
株式投資	75	30	40	5
投資不動産				
土地	40	-	25	15
建物	15	-	-	15
合計	<u>269</u>	<u>87</u>	<u>140</u>	<u>42</u>

(注記：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

設例 13—公正価値ヒエラルキーのレベル 3 をベースとした公正価値測定

IE41 本 IFRS（案）は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 をベースとした公正価値で測定された資産及び負債に関して、資産及び負債の種類ごとに期首残高から期末残高への調整表を要求している。企業は、本 IFRS（案）の第 57 項(e)及び(f)に従って、資産について次の事項を開示する。

	報告日現在における公正価値による測定額					合計
	損益を通じて公正価値で測定される金融資産		売却可能金融資産	投資不動産		
	売買目的 有価証券	売買目的の デリバティブ	株式投資	土地	建物	
	CU 百万	CU 百万	CU 百万	CU 百万	CU 百万	
期首残高	6	5	4	10	12	37
損益						
当期純利益で認識	(2)	(2) ^(a)	-	5	3	4
その他の包括利益上で認識	-	-	(1)	-	-	(1)
購入額	1	2	2	-	-	5
発行額	-	-	-	-	-	-
決済額	-	(1)	-	-	-	(1)
レベル 3 へ 又はレベル 3 からの振替額	-	(2)	-	-	-	(2)
期末残高	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>42</u>
当期純利益で認識された損益のうち、報告日現在において保有している資産の損益	<u>(1)</u>	<u>(1)</u>	<u>-</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>6</u>

(注記：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

(a) レベル 3 で報告されている CU0.05 の損失は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 又はレベル 2 に分類されている商品に関わる損益により相殺されている。

FAIR VALUE MEASUREMENT

(上記の) 当該期間の損益に含まれた利得及び損失は、次のようにトレーディング収入及びその他の収入で表示されている。

	トレーディング 収入	その他の収入
	CU 百万	CU 百万
当期純利益で認識された損益	(4)	8
当期純利益で認識された損益のうち、報告日現在において 保有している資産の損益	(2)	8

(注記：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)

付 録

その他の IFRS の指針の改訂（案）

次のその他の IFRS の指針の改訂（案）は、IFRS 第 X 号（案）「公正価値測定」とその他の IFRS への関連する改訂との整合性を保つために必要とされる。改訂された項目では、新しい文章は下線で、削除された文章は取消線で示されている。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

IGA1 IFRS 第 7 号の適用指針の IG14 項における IAS 第 39 号 AG76A 項への参照は、第 AG76 項(b)への参照に改訂される。

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

IGA2 IAS 第 39 号の適用指針は次のように改訂される。

E. 2. 1 の質問及び回答は削除される。

E. 2. 2 の質問及び回答は次のように改訂される。

E. 2. 2 公正価値測定：大量保有

A 社は、B 社株式の 15%を保有している。当該株式は、活発な市場で一般に取引されている。現在の公表価格は、CU100 である。日々の取引高は、流通株式の 0.1% である。A 社は、所有する B 社株式をの公正価値は、もしひとまとめにしてに売却すれば、公表されている市場価格よりも高く売却できるであろうよりも高いと考えているため、保有株を売却するとすれば得られるであろう価格についていくつかの第三者の見積りを入手している。これらの見積りは、A 社が、相場価格の 5% 増しである CU105 の価格を得られるであろうことができることを示している。B 社は、その保有株を公正価値で測定する際にどの数値を用いるべきか。

IAS 第 39 号第 48A 項 AG71 項によればに従って、活発な市場で公表された価格相場が公正価値の最善の見積りであるもし金融商品に活発な市場での公表価格があれば、保有株の公正価値は、その価格と保有ユニット数の積となる。したがって、A 社は、公表されている価格相場（CU100）を用いる。A 社は、第三者の見積りがひとまとめに保有株を売却することによってより高い（又はより低い）価格を得ることを示しているという理由だけで、相場価格から乖離することはできない。

IFRIC 第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」

IGA3 IFRIC 第 13 号に添付されている設例における、第 IE1 から IE5 項は次のように改訂される。

IE1 ある食料品小売業者はカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを運営している。プログラムの会員が食料品を特定金額分購入するとロイヤルティ・ポイントが付与される。プログラム会員はポイントをさらに食料品と引き換えることができる。ポイントには期限がなく、1 期間に企業は 100 ポイントを付与する。経営者は、市場参加者がこれらのポイントのうち 80 が引き換えられると予想していると見積る。経営陣は各ロイヤルティ・ポイントの公正価値は 1 通貨単位 (CU1) とする。であると見積り、したがって、経営陣は CU100 の収益を繰り延べる。この設例を通して、経営陣は、不履行リスクが当該プログラムの下での債務の測定において重要な影響を及ぼしていないと判断する。

1 年目

IE2 1 年目の年末に、ポイントのうち 40、つまり、引き換えられると予想されるポイントの半数が、食料品と引き換えられた。企業は $(40 \text{ ポイント} / 80^* \text{ ポイント}) \times \text{CU100} = \text{CU50}$ の収益を認識する。

2 年目

IE3 2 年目に、経営陣は市場参加者の予想に関する予測値を修正する。今度は併せて 90 ポイントが引き換えられると予想する。

IE4 2 年目中に、41 ポイントが引き換えられ、引き換えられた合計数は $40^\dagger + 41 = 81$ ポイントとなる。企業が認識する累積収益は、 $(81 \text{ ポイント} / 90^\ddagger \text{ ポイント}) \times \text{CU100} = \text{CU90}$ となる。企業は最初の年に 50 の収益を認識しているので、2 年目に CU40 を認識する。

3 年目

IE5 3 年目に、さらに 9 ポイントが引き換えられ、引き換えられたポイントの合計数は $81 + 9 = 90$ ポイントとなる。経営者は引続き、今後も 90 ポイントのみ

* 引き換えられると予想されるポイントの合計数

† 1 年目に引き換えられたポイント数

‡ 引き換えられると予想されるポイントの合計数の修正後予測値

が引き換えられる、つまり、3年目の後はいかなるポイントも引き換えられることはないだろうと市場参加者が予想していると見積る。よって、現在までの累積収益は $(90 \text{ ポイント} / 90^* \text{ ポイント}) \times \text{CU}100 = \text{CU}100$ となる。企業はすでに CU90 の収益（最初の年の 50 及び 2 年目の CU40）を認識している。したがって、3年目に残りの CU10 を認識する。これで当初繰り延べられたすべての収益が認識されることになる。

* 引き換えられると引続き予想されるポイントの合計数